

御杖村行政組織条例の一部を改正する条例

御杖村行政組織条例(平成 27 年御杖村条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総合企画及び調整に関する事。
- (2) 秘書、渉外及び表彰に関する事。
- (3) 広報及び広聴に関する事。
- (4) 文書及び例規に関する事。
- (5) 議会に関する事。
- (6) 財政に関する事。
- (7) 人事、給与及び福利厚生に関する事。
- (8) 公有財産に関する事。
- (9) 防災に関する事。
- (10) 公共交通に関する事。
- (11) 交通安全及び防犯に関する事。
- (12) 情報政策に関する事。
- (13) 行政一般に関する事。
- (14) 他の課の所管に属さない事。

第 3 条を次のように改める。

住民生活課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 村税に関する事。
- (2) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (3) 国民健康保険に関する事。
- (4) 後期高齢者医療に関する事。
- (5) 福祉医療に関する事。
- (6) 国民年金に関する事。
- (7) 環境衛生に関する事。
- (8) 消費者行政に関する事。

第 4 条を次のように改める。

保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 児童福祉に関する事。
- (3) 介護保険に関する事。

(4) 保健衛生に関すること。

第5条を次のように改める。

産業建設課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 農林漁業に関すること。
- (2) 道路及び河川その他土木に関すること。
- (3) 土地利用対策及び開発に関すること。
- (4) 労働行政に関すること。

第6条を次のように改める。

むらづくり振興課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 景観及びまちづくりに関すること。
- (2) 商工業及び観光に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 移住定住に関すること。
- (5) 公営住宅に関すること。

第8条の次に次の3条を加える。

(臨時の組織)

第9条 村長は、その権限に属する臨時又は特別な事務を分掌させる必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらず、臨時の組織を設けることができる。

(臨時等の事務分掌)

第10条 臨時又は特別な事務、事業のため、必要があるときは、村長は第2条から第6条までの規定にかかわらず、別に事務分掌を設けることができる。

(事務分掌の細分)

第11条 事務分掌の細分その他この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。